

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

XIII 政党

1 国会と各党の動向

第九五国会＝行革国会

第九五臨時国会は八一年九月二四日に召集され、一一月二八日に閉会した。会期は当初五五日間であったが、一一月一七日に一日間の延長が議決された。この国会の焦点は行財政改革問題で、いわゆる「行革国会」であった。政府は補助金の削減など三六件の法律改正案を一括した「行革関連一括法案」を提出し、特別委員会を設けていきよにその成立をはかった。行革法案のほかにも前国会からの継続法案である国家公務員の退職金引き下げ、地方公務員にたいする定年制導入の公務員二法案があり、また老人医療一部有料化の老人保健法案、公労協各組合にたいする仲裁裁定、さらには人事院勧告の取り扱い、参議院全国区の選挙方法の改革などの重要法案が提出された。「行革一括法案」にたいし、公明、民社、新自由ク、社民連の中道四党は行革推進の立場から一部修正のうえ賛成との態度をとったが、社会、共産両党はこれに反対した。結局、会期延長後の一一月二七日、「行革一括法案」は、自民、公明、民社、新自連の賛成、社、共両党の反対で成立した。公務員二法も社・共両党は反対、自民、公明、民社、新自連の賛成で成立した。

仲裁裁定・人事院勧告実施問題

公労委の仲裁裁定実施については、新自クを除く野党側が完全実施を要求したのにたいし、自民党は「行革法案」などとの「取引材料」に使ったといわれる。結局、一〇月二八日の与野党国対委員長会談で、共産党を除く各党がつぎの申し合わせをおこない、完全実施が確定した。

「仲裁裁定完全実施に当っての申し合わせ

財政再建に取り組む立場から三公社五現業とも現下の厳しい社会経済情勢、公企体職員に対する国民世論などを十分認識し、更に経営上の努力をはかるよう要請する。特にきびしい経営状況にある国鉄、林野の労使は一層努力してその合理化、近代化をはかり経営改善に努めることを強く期待する。」

人事院勧告の取りあつかい問題は、参議院での「行革法案」審議とからんで会期末国会の焦点となり、一一月二四日から連続して参議院の与野党国対委員長会談がひらかれ、折衝がつづけられた。その結果、二五日夜の会談で、(1)一般職の給与引き上げは四月から完全実施、(2)期末・勤勉手当にはハネ返らせない、ことで共産党を除く各党のあいだで合意に達した。これを受けて二七日の与野党国会対策委員長会談で、自民党が「人事院勧告については勧告の趣旨を最大限に尊重しつつ、次期通常国会の冒頭に給与法改正案を提出し、年内に差額の精算ができるよう必要な措置を講ずる」と約束し、いちおうの決着をみた。参議院全国区制改革の公選法改正案および老人保健法案は継続審議となった。

第九五国会は会期を一日残した一二月二七日に事実上閉幕し、政局の焦点は内閣改造、自民党役員改選問題へと移った。一二月三〇日、鈴木首相は内閣改造をおこない、第二次鈴木内閣が発足した。問題となったのは党人事で、ロッキード事件の「灰色高官」二階堂進氏が党運営のカナメである幹事長に就任して注目された。

中道結集問題

第九五国会で法案審議とは別に注目されたのは、「統一会派」結成をめぐる中道各党の動きであった。この問題でもっとも熱心に他党にはたらきかけたのは民社党である。同党は八一年七月九日の中央執行委員会で、「院内統一会派の設置問題をふくむ中道勢力結集を前向きに検討する」との方針を決め、同月二一・二二の両日、公明、新自由ク、社民連の三党と個別に会談して各党の意向を打診した。民社党の構想は九月四日の電力労連の大会における佐々木委員長のあいさつのなかで具体的に示されたが、それによれば、(1)第一段階として院内統一会派を結成する、(2)八二年前半では国会対策、政策、選挙対策について四党間で原則的な合意に達するよう努め、選挙綱領的な政策をつくり、候補者の発掘、選考にあたる、(3)八二年後半には四党のほか社会党右派、自民党良識派にも参加を呼びかける、(4)八三年政治決戦では野党第一党の位置を確保する、というものであった。

この民社党の呼びかけにたいし、公明党は「民社党内の意見がまとまり、四党の足並みが揃うこと」を条件に賛意を表明した。しかし新自由クは「党内で十分検討してみたい」と慎重な態度をとり、その後九月四日になって田川代表が、(1)防衛、対韓政策などで民社党との隔たりが大きい、(2)民社党、新自由ク内に創価学会を支持母体にした公明党へのアレルギーが強い、ことなどをあげ、統一会派への不参加を表明し、翌五日、正式に民社党に回答した。社民連は当初、民社党の呼びかけに積極的に応ずる構えを見せていた。しかし、四党の統一会派実現が困難となるや、新自由クラブとのあいだで二党間の統一院内会派結成の方針に転換した。九月二日にこの新会派は正式に発足したが、同日、民社党の常任中央執行委員会は「新会派は中道結集のワン・ステップと理解し、統一会派実現になお努力する」ことを確認した。その後、中道三会派は国会対策委員長会談をはじめ、九月二四日には中道四党首会談をひらいて結束の強化につとめ、「行革法案」の修正要求などでは統一歩調をとった。

「新自由クラブ・民主連合」

八一年九月二日、新自由クラブと社民連は合同代議士会をひらき、衆議院内の統一会派「新自由クラブ・民主連合」を結成することで一致した。「新自連」の発足にあたって、両党は共同で、要旨つぎのような声明を発表した。

【新自連発足にあたっての共同声明(要旨)】

新自由クラブと社会民主連合は第九十五臨時国会で衆院に統一会派「新自由クラブ・民主連合」を結成する。われわれには共通の政治目標がある。

一、われわれはともに自社両党から決別、政治に新風を吹き込むことに努力してきた。多極化する国際情勢と多様化する国民意識からみて、観念的な保守対革新のイデオロギーの対決はすでにその意味を失った。五五年体制を打破し、政権交代可能な政治勢力の結集をめざすとともに、金権腐敗の政治、巨大な圧力集団の利益にのみ奉仕する政治を刷新する基本姿勢に立つ。

一、憲法の基本理念である自由で公正な社会をつくるという共通目標を掲げ、分権と参加、教育の改革、充実した福祉の実現を期す。
一、簡素で効率的な政府をめざし、国民の納得する行財政改革、増税なき財政再建を進め

る。
一、外交努力によって国際的緊張緩和に貢献、安易な軍拡傾向と右傾化に歯止めをかける。非核三原則を誠実に守る。政治、経済、外交、防衛の面の総合的安全保障政策を求める。
一、統一会派を必ず立派に機能させ、国民のためには政党もまた大同につくことができることを示す決意である。

注目されたのは、新会派の結成にあたってまとめられた両党の合意メモで、防衛政策について、(1)安全保障の基本を平和外交の推進に置く、(2)核をはじめ国際的軍縮に努力する、(3)歯止めなき軍備拡張は認めない、という条件はつけながらも、社民連が従来の方針を転換して、自衛隊と日米安保条約の承認を明記したことであった。

第九六国会

第九六通常国会は八一年一二月二一日に召集された。会期は八二年五月一九日までの一五〇日間であったが、最終日になって八月二一日まで九四日間もの大幅会期延長が議決されたため、本年鑑執筆時点ではまだ終了していない。この国会は福祉・教育抑制、防衛費突出の昭和五七年度予算案の審議を中心とした国会で、行財政改革、大幅減税問題、F4ファントム爆撃装置の予算復活、歳入欠陥などが問題となった。予算案のほか論議の的になったのは、参議院全国区制改革問題、老人保健法など第九五国会からの継続法案、さらに会期中に有罪判決のあったロッキード事件の「灰色高官」の辞職勧告、証人喚問問題、公共事業の入札をめぐる建設業界の談合問題などであった。国会の勢力分野は第105表のとおりで、自民党が衆参両院で安定多数を確保し、数の力を背景とする国会運営をおこなったのにたいし野党陣営は、中道四党三会派、社会党、共産党の三つにわかれ、問題ごとに各党が異なった対応を示し、「伯仲国会」時代とは大きく様相を異にした。

一兆円減税で労働四団体・野党共闘

第九六国会における予算案審議の焦点となったのは、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体が一致して要求した「一兆円減税」であった。この一、二年来、労戦統一問題とも関連して労働四団体の共同歩調が目立っているが、なかでも雇用、物価、減税等の政策・制度要求では、四団体が統一要求をまとめ、野党ばかりでなく政府・自民党にもはたらきかけを強めている。とくに四団体と共産党を除く野党五党との共闘は、昭和五六年度予算案を審議した第九四国会ではじめて成立したものであるが、第九六国会でも、労働四団体が「一兆円減税」の実現にむけて、共産党を除く野党五党の共闘態勢の確立をはたらきかけた。八二年一月一九日には労働四団体の事務局長・書記長と社会、公明、民社、新自ク、社民連の野党五党の書記長・幹事長会談が、ついで一月二五日には、同じく労働四団体と五野党の委員長・議長・会長等のトップ会談がひらかれ「一兆円減税」実現で一致したのである。ただ問題は財源面で、総評・社会党が防衛費の削減を主張したのにたいし、公明党などは「防衛費問題は安全保障、外交姿勢のあり方の問題であり、財源問題としては意味がない」とし、結局、「財源確保に当たっては聖域をつくらず、すべてを対象とする」ことで合意した。

一方、総評、中立労連、新産別の労働三団体は、これとは別に共産党に一兆円減税での協力を要請した。これにたいし、共産党は、(1)軍事費の削減、(2)大企業助成にメスを入れる、(3)臨調路線に反対し、国民本位の行革、など六項目の方針を示して、協力を約束した。

F4ファントム改修問題

この間、国会ではF4ファントム戦闘機を改修して爆撃装置をつける予算が、首相や国防会議にも

報告されないまま昭和五六年度予算に計上されていたことが明るみに出て、これが一九六八年に増田防衛庁長官が国会で、「どの機種にも爆撃装置は施さない」との見解を表明したこととの関連で問題となっていた。二月一〇日、社会党は、「F4試改修のための昭和五六年度予算一三億円の執行は停止すべきである」と主張し、自民党もこれを受け入れた。しかし、中道三会派は、これを「自社なれ合い」と反発し、国会審議は空転した。民社党は「政府は増田見解を変更したことをはっきりせよ」と防衛政策の変更について政府が明確な態度をとることを主張した。社会党もまた、閣議で防衛庁長官が約束をほごにするような発言をしたことを問題とし審議を拒否した。結局、この問題は二月一五日になって、先の自社合意の線に沿い、「F4改修予算の執行は停止し、取り扱いは今後国会で審議する」ことで一応の決着をみた。しかし、この審議には民社、新自連は欠席し、中道内部が対立したかたちとなった。

減税「玉虫色」決着

共産党を除く五野党は一兆円減税要求の大筋では一致したものの、その後、社会党大会で左派主導の役員人事がおこなわれたことに公明党が反発して社公両党の国会対策定期協議を凍結するなど共闘態勢づくりは難航した。さらにF4ファントム問題での民社、公明の対立もあって、一部では共闘の成立をあやぶむ向きもあった。しかし、労働四団体側は共闘の実現に向けて各党にはたらきかけ、二月二五日になって、社会、公明、民社、新自、社民連の五野党は、書記長・幹事長会談、政策責任者会談を相次いでひらき、所得税七〇〇〇億円、住民税三〇〇〇億円の減税を実施するための共同要求をまとめた。減税財源については、不公正税制の是正、行政経費の節減、税外収入によってまかなうことになっていた。これに先立つ二四日に、中道四党は、中道三会派としての共同要求をまとめていたが、五野党の共同要求も、ほぼこれに沿ったもので、ただ、行政経費の節減のうち中道案にあった「国鉄助成費の見直し」を削り、「地方公務員給与の適正化」を「地方公共団体の経費の合理化、効率化による経費節減」というぼかした表現に改めたものであった。五野党はこの共同要求をもって政府に迫り、二月二十八日には減税メーデー、三月一日には五野党と自民党の幹事長会談、三月三日には労働四団体と五野党首脳会談、さらに三月四日には五野党の議員が院内で「一兆円減税実現議員総決起集会」をひらくなど異例の行動をとり、氣勢をあげた。政府・自民党は減税要求を拒否し、三月一日以降国会審議はストップした。

この間、与野党の折衝がつづけられ、三月六日になって自民党と野党五党のあいだで、つぎの二点で合意が成立した。(1)所得税減税はできるだけ早い時期に実現できるよう最大限の努力を払う、(2)五七年度予算成立をまって衆院大蔵委員会に小委員会を設置し、中長期的な観点に立って財源などについて検討する。これをうけて福田衆院議長が、この二項目を「議長見解」のかたちで示した結果、国会審議は再開され、九日には五七年度予算案は衆院を通過した。この結果について労働四団体は、「一兆円減税が実現できなかったことは納得できないが、労働四団体と連携した五野党の結束により自民党の強行採決を抑え、予算成立後、減税の検討、不公正税制の是正に国会が取り組むことを約束させた意義は大きい」との声明を発表した。一方、終始、この減税折衝から排除されていたかたちの共産党は、「この合意は軍事費突出、福祉・文教切り捨てるの予算成立を前提とするもので、国民の切実な要求にこたえるものになっていない」として、「合意は受け入れられない」との態度を表明した。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
